

鹿屋市認知症地域支援・ケア向上推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市認知症地域支援・ケア向上推進事業実施要綱（平成27年鹿屋市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（サブセンターを含む。）」を削る。

別表1の項中「(1)及び(2)の」を「次に掲げる」に改め、同表2の項中「(1)から(4)までに規定する」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (5) 認知症の人の社会参加活動の体制整備事業
- (6) 認知症の人等への一体的支援事業

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。